

令和3年6月23日
オリンピック・パラリンピック推進課

東京2020大会における変異株等に対応した 追加的な新型コロナウイルス感染症対策について

東京2020大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議は、下記のとおり、変異株に対応した追加的な新型コロナウイルス対策をまとめた。

また、IOC（国際オリンピック委員会）、IPC（国際パラリンピック委員会）、大会組織委員会は大会のプレイブックを公表した。

記

1 アスリート等・大会関係者の出入国に係る防疫上の措置

(1) 出国前
<ul style="list-style-type: none"> ● 出国前（96時間以内）に2回検査を受検 （出国前（72時間以内）の陰性証明を検疫又は入国審査時に提出） ● 入国前14日間の健康モニタリングの提出を求める。
(2) 入国時
<ul style="list-style-type: none"> ● 空港において検査を受検（結果判明まで指示した待機場所に留まる。）
(3) 入国14日間
<ul style="list-style-type: none"> ● 全てのアスリート等・大会関係者は、入国後3日間は毎日検査を実施 <p>①アスリート等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則毎日検査を実施 ・選手村への入村は出場する競技開始5日前からとし、競技終了後2日後までに退去する。 ・用途先を原則、宿泊施設、練習会場、競技会場に限定し、行動管理・健康管理（3日間の監督者による帯同やGPSによる管理）を行うとともに、入国初日からの練習を認める。 <p>②大会関係者</p> <p>(ア) 原則、入国後14日間宿泊施設で待機する。</p> <p>(イ) 入国後3日以内又は14日以内に活動を開始しなければ大会の運営に支障がある場合は、用務先を本邦活動計画書に記載された区域内に限定し、行動管理・健康管理を行うこと等を条件として、入国後14日を待たずに活動を認める。</p> <p>(ウ) 検査は、入国後4日以降必要な頻度で行うとともに、14日目に実施。ただし、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。</p>
(4) 実効性の担保
<ul style="list-style-type: none"> ● 受入責任者による管理 ● 誓約書、本邦活動計画書の事前提出 ● 誓約・プレイブックに違反した場合の措置等（14日間の待機措置、出場停止、アクレディテーションはく奪、大会からの除外、金銭制裁等）

2 アスリートに陽性者が判明した時の出場可否等

(1) 基本的な考え方
アスリートと地域の安全・安心を確保するためには、陽性者と判定されたアスリートについては法令上求められる措置を講じるとともに、競技には出場させないこととする。
(2) 必要な対策
(ア) 無症状だが陽性判定が出たアスリートへの対応 複数の検体による再検査で陰性結果を得た場合は出場を認めるなど、予め定められた手順に従って判断し、競技参加の可否を判断する。
(イ) 濃厚接触者となったアスリートへの対応 濃厚接触者については、直ちに選手村や競技会場等の個室に移動するなどの措置を講じ、その後もアスリートとの動線を分離する。その間の練習や競技参加については、本邦活動計画書に記載された区域内に留まることを前提に、出場が可能となる条件を予め定める。

3 大会関係者の取扱い

(1) 対象
● 主催者等 (IOC/IPC など)、メディア、大会スタッフ
(2) 大会中の行動ルール
● 入国後 14 日間の用務先を予め指定し、必要最小限とする。 ● 用務先として認める施設とそこへの移動手段には十分な防疫措置が実施されていることが必要であり、特に組織委員会以外の者の管理する施設や移動手段については防疫措置の担保が重要。
(3) 宿泊
● ホテルは組織委員会管理ホテルなどに最大限集約した上で、外出制限の遵守や防疫措置の担保等を行うことが必要。 ● 自己手配宿泊施設については、感染症対策の要件や行動管理について定める宿泊ガイドラインへの適合を組織委員会から認められる必要があり、これを満たせない場合は宿泊先の変更を求められる。
(4) 移動
● 入国後 14 日間は公共交通機関を原則として使用せず、貸切の移動手段で移動するものとする。その際、移動手段は組織委員会提供車両のほか、自己手配車両においては必要な防疫対策が措置された車両とする。 ● 地方会場への移動など、やむを得ない場合に限り航空機・新幹線の使用を認める。ただし、機内において一定の区画を確保する、新幹線の 1 両を貸切る等、一般乗客との離隔を確保する。
(5) 管理体制
● 組織委員会などの受入責任者の責任の下、一義的な行動管理は各所属組織の CLO (コロナ対策責任者) が実施する。 CLO は所属メンバーに関し、行動計画の作成、行動管理及び健康管理の徹底を行うとともに、組織委員会や日本当局との連絡調整を行う。 ● 組織委員会の各部署で CLO による管理状況を報告、監督。